

- 「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」のテクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準における留意点について（令和3年3月16日老高発0316第2号、老認発0316第5号厚生労働省老健局高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長通知）（抄）

新	旧
<p style="text-align: center;">厚生労働省老健局高齢者支援課長 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長 <u>厚生労働省老健局老人保健課長</u></p> <p>夜間の人員配置基準については、「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号。以下「夜勤職員基準」という。)」において示しているところである。</p> <p><u>令和3年度の介護報酬改定において、介護老人福祉施設（従来型）等において見守り機器等を活用した場合の夜間の人員配置基準の見直しを行ったところであるが、今般、令和6年度の介護報酬改定において、令和3年度の介護報酬改定における介護老人福祉施設（従来型）等に係る夜間の人員配置基準の見直しと同様に、介護老人保健施設等においても見守り機器等を活用した場合の夜間の人員配置基準の見直しを行うこととしたところである。</u></p> <p>今般の見直しに伴う留意事項を下記のとおりお示しますので、ご了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関にその周知をお願いしたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する併設型短期入所介護費及び介護老人保健施設短期入所療養介護費、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費及び経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サービス費及び介護保健施設サービス費又は指定介護予防サー</p>	<p style="text-align: center;">厚生労働省老健局高齢者支援課長 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長</p> <p><u>今般、令和3年度の介護報酬改定において、見守り機器等を活用した夜間の人員配置基準の見直しを行うこととしたところである。</u></p> <p>夜間の人員配置基準については、「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号。以下「夜勤職員基準」という。)」において示しているところであるが、<u>今般の見直しに伴う留意事項を下記のとおりお示しますので、ご了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関にその周知をお願いしたい。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する併設型短期入所介護費、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費及び経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サービス費又は指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第</p>

ビスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する併設型介護予防短期入所生活介護費及び介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定する際、夜勤職員基準に規定する、見守り機器等を活用する場合の配置すべき夜勤職員の員数を夜間における人員体制とする場合においては、以下のとおり取り扱うこととする。

- 1 ～ 3 （略）
- 4 「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」について
（略）
（1）～（5）（略）
- 5 都道府県等への届出について
4の取組を少なくとも三月以上試行した後、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で、短期入所生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、都道府県等に「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」（平成12年3月8日老企第41号）の別紙7別添「テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（従来型）に係る届出書」を届け出ることとし、短期入所療養介護、介護保健施設サービス又は介護予防短期入所療養介護については、別紙「テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（ユニット型を除く）に係る届出書」を提出すること。
なお、当該届出後においても、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を3月に1回以上行い、4の取組を継続して実施すること。

百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する併設型介護予防短期入所生活介護費を算定する際、夜勤職員基準に規定する、見守り機器等を活用する場合の配置すべき夜勤職員の員数を夜間における人員体制とする場合においては、以下のとおり取り扱うこととする。

- 1 ～ 3 （略）
- 4 「見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会」について
（略）
（1）～（5）（略）
- 5 都道府県等への届出について
4の取組を少なくとも三月以上試行した後、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で、都道府県等に「テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（従来型）に係る届出書」を届け出ること。

なお、当該届出後においても、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を3月に1回以上行い、4の取組を継続して実施すること。

<p>6 届出にあたっての留意事項について</p> <p>夜勤職員基準において算出される配置すべき夜勤職員の員数については、一日を単位として要件を満たすこととする。この場合における員数の計算方法については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成十二年老企第四〇号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」の第二の1(6)④を準用する。</p> <p>また、夜勤職員を常時一人以上配置すること。なお、<u>介護老人福祉施設（従来型）</u>等については、利用者等の合計が六一名以上の場合は、夜勤職員を常時二人以上配置すること。</p> <p>7 都道府県等における届出内容の確認</p> <p>都道府県等においては、4の取組の内容について、「<u>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会</u>」の議事概要で確認し、必要に応じて取組内容が確認出来る資料の提出を求めること。</p> <p>また、厚生労働省において、施行後の状況を把握し、テクノロジー活用によってケアの質や職員の負担にどのような影響があるのか検証することとしているので、都道府県等においては、調査に協力すること。</p>	<p>6 届出にあたっての留意事項について</p> <p>夜勤職員基準において算出される配置すべき夜勤職員の員数については、一日を単位として要件を満たすこととする。この場合における員数の計算方法については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成十二年老企第四〇号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」の第二の1(6)④を準用する。</p> <p>また、利用者等の合計が六〇名以下の場合は、夜勤職員を常時一人以上配置することとし、利用者等の合計が六一名以上の場合は、夜勤職員を常時二人以上配置すること。</p> <p>7 都道府県等における届出内容の確認</p> <p>都道府県等においては、4の取組の内容について、「<u>見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会</u>」の議事概要で確認し、必要に応じて取組内容が確認出来る資料の提出を求めること。</p> <p>また、厚生労働省において、施行後の状況を把握し、テクノロジー活用によってケアの質や職員の負担にどのような影響があるのか検証することとしているので、都道府県等においては、調査に協力すること。</p>
---	---